

# お住まいの簡易耐震診断 無 料

備えあれば憂いなし！！

わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から！



いわゆる“点検商法”にご注意下さい！！

「市から委託を受けている」などと市の実施する耐震診断を装い突然お宅を訪問・点検し、「金物がないから地震がきたら倒壊する」などと言って不安をあおり、高額な改修工事を勧めるケースが過去に新聞等で報道されています。

この制度では、皆さんからの申請がないのに、耐震診断員が突然お宅に訪問して診断を行うことはありませんので、ご注意ください。

もし、心当たりのあるかたは、できるだけ早く市の消費生活相談窓口等に相談して下さい。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】

三木市役所 2階

都市整備部 建築住宅課

(電話 ☎ 0794-82-2000)

## 1. 制度のあらまし

この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、市が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するもので、市民の住宅耐震対策を支援します。

## 2. 対象となる住宅（共同住宅・店舗併用住宅を含む）

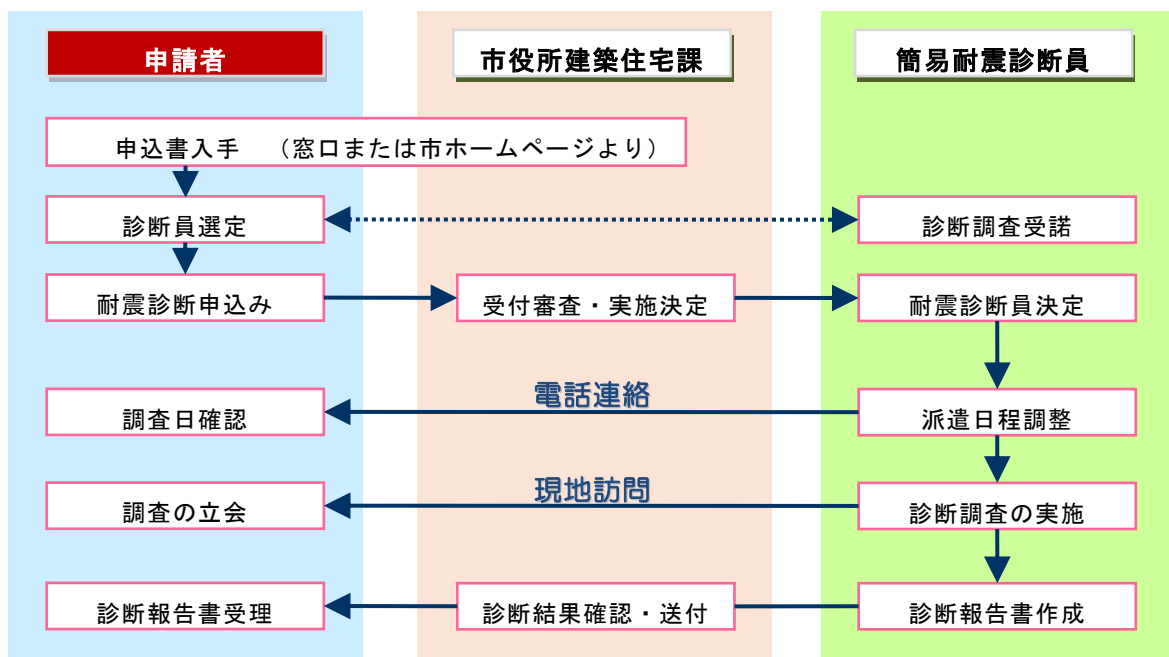
市内にある住宅で、**昭和 56 年 5 月 31 日以前**に着工したもの（増築がある場合要確認）

- ☑ 店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限りです。
- ☑ **規格プレハブ住宅**（38 条認定）、**ツーバイフォー工法**、**丸太組工法**は**診断対象外**です。
- ☑ 「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅については、同法 3 条に基づく管理組合の議決等が必要です。
- ☑ 平成 12～14 年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅は対象外です。

過去に市の実施する耐震診断を受けて**耐震性が低い**と診断された住宅については、「**三木市住宅耐震化促進事業**」の改修計画策定費・耐震改修工事費の補助金を受けることができますので、工事をお考えの方は是非ご利用ください。

## 3. 申し込み手続き

上記 2 の「対象となる住宅」を所有し、簡易耐震診断をご希望のかたは、市の窓口に備え付けた簡易耐震診断員名簿から「簡易耐震診断員」※の内諾を受け、市へお申し込み下さい。市は依頼を受けて、簡易耐震診断員を派遣いたします。なお、手続きの流れは下図のとおりです。



◆申請に必要なもの：住宅所有者名と着工時期の確認できる資料（下記の書類のいずれか 1 つ）



※ 「簡易耐震診断員」とは、住宅の耐震診断を行うための講習会を受け、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」が一定水準の耐震診断技術を習得したものと証明した者です。この診断員が皆さまの住宅にお伺いして調査を行い、耐震診断を行います。

1. 建築確認申請書
2. 建物の登記事項証明書（登記簿）、権利書等
3. 固定資産課税台帳（名寄帳）→市税務課にて取る場合有料 1 通 300 円

## 4. 診断手数料

**無料**